

「お試しデポ」募集要項

(趣旨)

コンテナラウンドユースを推進するためには、輸入荷主から輸出荷主への空コンテナをよりスムーズに受け渡すことができるインランドデポが有効であるといわれています。その効果を検証するため、民間事業者が運営するインランドデポを「お試しデポ」という名称で公募します。平成27年度埼玉県コンテナラウンドユース社会実験とあわせ、より多くの事業者がコンテナランドユースを経験することで、その普及につなげていくことを目的とします。

なお、「お試しデポ」は、県の「効率的な海上コンテナ物流の在り方検討業務」の 一環として実施します。

(用語の定義)

この要項における用語の定義は、次の各号によるものとします。

- ー コンテナラウンドユース:輸入で使ったコンテナを空のまま港に戻さず、輸出用のコンテナとして往復で利用すること。
- 二 インランドコンテナデポ:内陸のコンテナー時保管場所。
- 三 オンシャーシ保管:コンテナをシャーシに乗せたまま保管すること。

(募集場所)

- 1 埼玉県内全域とし、応募場所は複数でも可とします。
- 2 候補地は、周辺環境に影響が少ない敷地で、下記にあてはまるものとします。
 - 一 埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会構成員の敷地
 - 二 陸運事業者のシャーシプール
 - 三 輸出荷主の敷地
 - 四 その他「お試しデポ」として適すると認められる敷地

(運用期間)

- 1 平成27年8月1日から平成28年1月31日までとします。
- 2 「お試しデポ」設置者が希望する場合は、お試しデポの継続運用が可能です。

(「お試しデポ」設置者の役割)

「お試しデポ」設置者の役割は、以下のとおりです。

- 一 コンテナラウンドユース共同体登録制度要綱(別紙1参照)に基づき、共同体 登録をして運営します。
- 二 各種法令に基づき運営します。

三 輸出で使う予定が決まっている空コンテナのみを「お試しデポ」へ搬入してください。

四 コンテナが「お試しデポ」に到着してから、原則5日以内にコンテナラウンドユースへ転用します。

五 コンテナが「お試しデポ」に搬入される時、ダメージチェックを行います。目 視で明らかな穴あき・歪み・凹みがあった場合のコンテナは、受け取りません。

六 コンテナラウンドユースに関する保険に加入していることとします。

七 平成27年度コンテナラウンドユース社会実験を通して「お試しデポ」の利用状況を県へ報告します。

八 原則、空コンテナはオンシャーシー保管としてください。

九 「お試しデポ」に利用料を設定する場合は、共同体間で調整します。

(埼玉県の役割)

- 1 お試しデポの利用状況を PR し、コンテナラウンドユースにおけるインランドデポの効果検証を行います。
- 2 コンテナラウンドユースに関するマッチングは必要に応じて県が斡旋しますが、 金銭に関する調整は行いません。
- 3 その他、県はコンテナラウンドユースに関する船会社との調整を行います。

(「お試しデポ」の応募方法)

平成 27 年 7 月 6 日~平成 27 年 7 月 29 日までに、別紙 2 応募様式にてメールまたは FAX でお送りください。

(「お試しデポ」決定通知送付とホームページによる公表)

決定通知送付は平成 27 年 7 月 31 日、ホームページによる公表は平成 27 年 8 月 3 日 とします。

(窓口・問い合わせ先)

埼玉県都市整備部都市計画課 総務·企画担当

₹330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第2庁舎2階

電話 048-830-5337 (直通)

FAX 0.48 - 8.30 - 4.881

電子メール a5330-07@pref. saitama. lg. jp (企画担当 CRU 事務局代表)

応募 先 埼玉県 都市計画課 総務・企画担当 田中、酒井

 $E-mail \quad \underline{a5330-07@pref.\,saitama.\,lg.\,jp}$

応募期限 平成27年7月29日(水)

「お試しデポ」設置応募書

デポの名称					
住 所					
敷 地 面 積					
運営主体会社名					
業種	陸運事業者	輸出荷主	輸入荷主	その他	
主の接道幅員					

上記のとおり応募します。

平成27年月日

会社名連絡担当者氏名電

登録番号

No.OO1

お試しデポ 名称

タツミトランスポートデポ(案)

